

# 視覚障害者等用データ送信サービス

## データ提供ガイド

### 【本編】

このガイドは、国立国会図書館（以下「NDL」といいます。）に視覚障害者等用データをご提供くださる図書館等のご担当者様向けに作成したものです。実務的な手引きとなっていますので、これからデータ提供館としての参加をご検討される図書館等のご担当者様も、参考になさってください。

サービスの概要については、NDL のホームページもあわせてご参照ください。  
(<https://www.ndl.go.jp/library/supportvisual/send>)

### 目次

1	はじめに .....	1
2	収集（ご提供）の対象となるデータ種別.....	2
3	ご提供の方法 .....	3
4	利用状況の通知について .....	3
5	ご提供いただいたデータの送信を取りやめる場合について .....	3

## 1 はじめに

### 1.1 根拠法令等

NDL の「視覚障害者等用データ送信サービス」（以下「本サービス」といいます。）は、次の法令等に則って実施しています。

- ・著作権法（昭和 45 年法律第 48 号） 主として第 37 条
- ・著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号） 主として第 2 条
- ・国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成 25 年国立国会図書館規則第 6 号）<sup>1</sup>

また、図書館等における著作権法第 37 条第 3 項の運用指針を定めたものとして、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）<sup>2</sup>があり、NDL もこのガイドラインに準拠しています。

<sup>1</sup> <https://www.ndl.go.jp/file/aboutus/laws/a5342.pdf>

<sup>2</sup> [https://www.jla.or.jp/committees/shousa/fukusei\\_guideline/](https://www.jla.or.jp/committees/shousa/fukusei_guideline/)

## 1.2 データの利用のされ方

データ提供館様からご提供いただいた視覚障害者等用データは、NDL のシステムに登録され、国立国会図書館障害者用資料検索「みなサーチ」(<https://mina.ndl.go.jp/>) や、サピエ図書館(<https://www.sapie.or.jp/>) を通じて<sup>3</sup>、全国の図書館や視覚障害者等の皆様が、インターネットで直接それらの資料を検索し、ダウンロードすることができるようになります。全国の図書館等では、各館の視覚障害者等の利用のために、ダウンロードしたデータを複製・貸出したり、館内での閲覧に提供したりしています。

データ提供館様におかれては、このように日本や国外のマラケシュ条約<sup>4</sup>締約国の図書館や不特定多数の視覚障害者等の方々に幅広く利用されることを前提にデータをご提供くださいますようお願いいたします。

## 2 収集（ご提供）の対象となるデータ種別

本サービスでご提供いただくデータは、次の5種類です。

- 音声 DAISY
- 音声ファイル（MP3 形式）
- マルチメディア DAISY（メディアオーバーレイの EPUB 含む）
- テキストデータ（未校正テキストデータ含む）
  - テキスト DAISY
  - プレーンテキスト
  - EPUB 形式のテキストデータ
  - DOCX 形式のテキストデータ
  - 透明テキスト付 PDF
- 点字データ

各データ種別に関するご留意点等については、本書に付属する次のガイドをご参照ください。

データ種別	ガイド
音声 DAISY	音声 DAISY 編
音声ファイル	(作成中)
マルチメディア DAISY EPUB（メディアオーバーレイ）	マルチメディア DAISY 編
テキストデータ <ul style="list-style-type: none"> <li>● テキスト DAISY</li> <li>● プレーンテキスト</li> <li>● EPUB</li> <li>● DOCX</li> <li>● 透明テキスト付 PDF</li> </ul>	テキストデータ編
点字データ	点字データ編

なお、チラシ等の簡易な資料を原本とするデータは対象外としております。

<sup>3</sup> 本サービスに登録されたデータのうち、音声ファイル（MP3）、プレーンテキストデータ、EPUB、Word、PDF、外国から輸入したデータは、サピエ図書館からはご利用いただけません。

<sup>4</sup> 正式名称は「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」。平成 31 年 1 月に日本において効力が発生。

### 3 ご提供の方法

本書に付属する「データ送付編」をご参照ください。

各データ提供館様で利用者への貸出用や相互貸借用に使われている CD 等があれば、それを NDL に郵便でお送りいただく方法が最もご負担が少ないのではないかと存じますが、各館のご都合やご事情にあわせて、最適なデータ授受方法を調整させていただきますので、お気軽にご相談ください。容量が小さいファイル（おおむね 5 MB 以下）であれば、電子メールの添付ファイルとしてお送りいただくこともできます。

### 4 利用状況の通知について

データ提供館様には、年に数回、ご提供いただいたデータのタイトルごとの利用数（ダウンロード数とストリーミング数の合計。サピエからの利用を含む数値です。）をお知らせします。

### 5 ご提供いただいたデータの送信を取りやめる場合について

著作権法第 37 条第 3 項「ただし書」では、著作権者や出版者等の権利者自らが、視覚障害者等が利用可能なデータ形式（DAISY 等）で著作物を提供（販売等）している場合は、同項に定める複製や公衆送信はできないこととされています。

NDL では、本サービスで提供しているタイトル（点字データを除く。）の音訳版等の出版状況を定期的にチェックし、この「ただし書」に該当することが判明したタイトルについては、提供（配信）を停止の上、データ提供館様にご連絡しています。

なお、この措置は、ガイドラインの 9(5)に従ったものです。各データ提供館様における当該データの貸出等の取りやめを求めるものではありません。